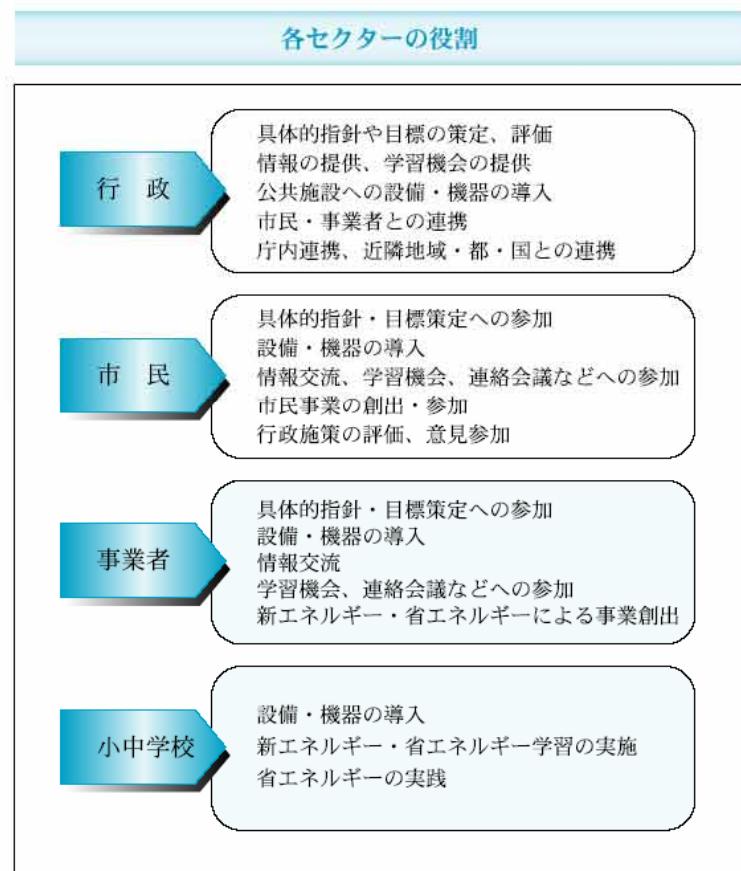


## B. 目標達成に向けた推進管理

### (1) 各セクターの役割

新エネルギーの推進には、市役所庁内ばかりでなく、市民や事業者などの各セクターが積極的に関わり、連携していくことが欠かせません。導入推進・ビジョンの目標達成に向けて市内の各セクターが担うべき役割は以下のように整理されます。



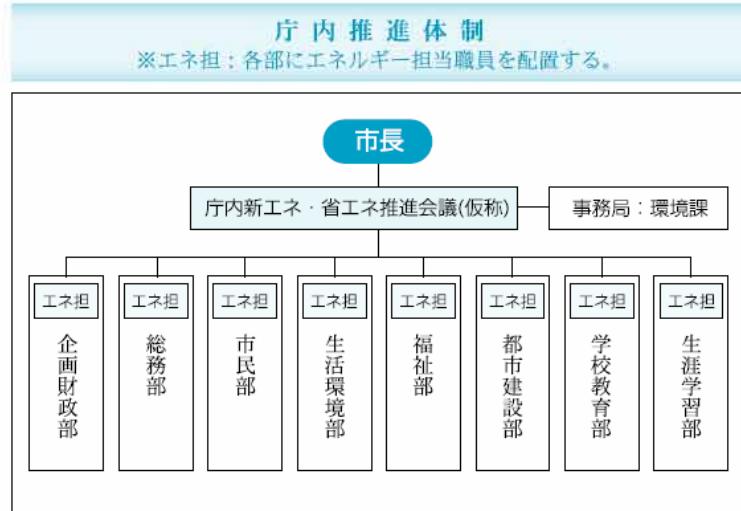
## (2) 行政内部の取り組みー1

## ①推進のための庁内体制ー1

市役所内部には、すでに事業所としての省エネルギーを図り、地球温暖化対策を進める地球温暖化対策実行計画推進委員会がありますが、新エネルギービジョンの推進を含めた組織に改変し、定期的に各部署間の連絡と情報交換を行い、方針や目標の徹底を図ります。

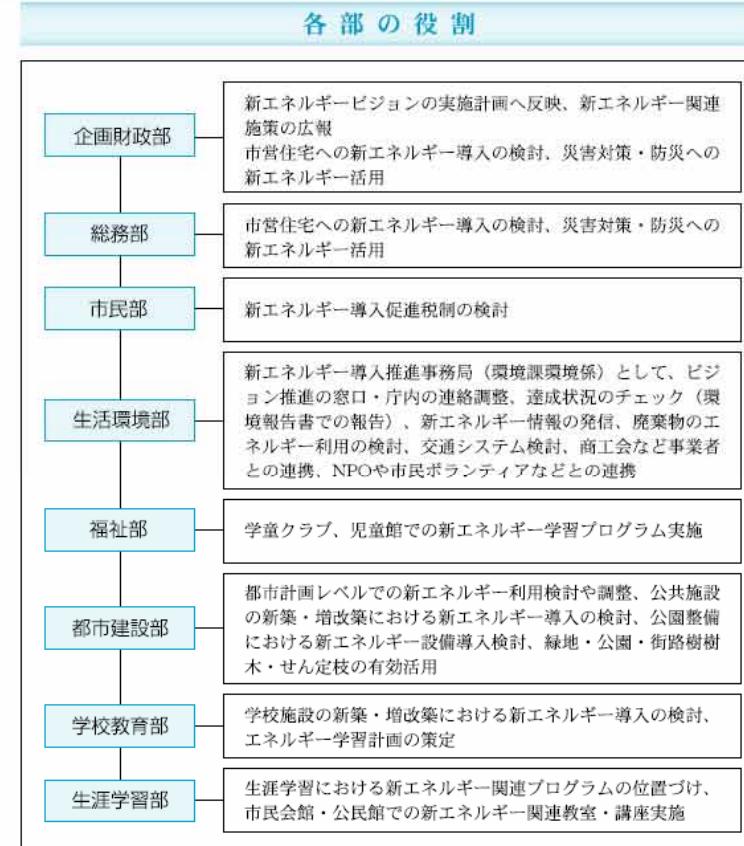
また、今後実施される新エネルギーに関する事業の情報提供および調整、施設・設備の新設・更新計画など、各部署が担当する事業における新エネルギー導入推進、導入状況の評価等も行います。

事務局は生活環境部環境課に置くこととします。



## (2) 行政内部の取り組みー2

## ①推進のための庁内体制ー2



## (2) 行政内部の取り組み③

## ② 具体的取り組み

## ●環境マネジメントシステムの導入

2007（平成19）年度の新市庁舎建設に合わせ、環境マネジメントシステム（EMS）の導入を検討します。

EMSは、ISO14001だけにこだわらず、市内事業者が参加しやすいシステムを構築するため、市独自のものを考案することも検討します。

## ●エネルギーモニターの導入

EMSをより効果的に進めるため、職員あるいは来庁者が把握しやすいエネルギーモニターを設置することを検討します。

電力や熱の消費状況（現状と累積）、目標達成状況などを、フロアや部署別に管理できるような計測と処理、表示のしくみを検討します。

## ●新エネルギー・省エネルギー普及条例（仮称）の検討

新エネルギーの導入や、省エネルギーの推進にかかる目標を設定し、各セクターが新エネルギーの導入、省エネルギーの実践を促します。

また、公共施設の新設・増改築にあたって省エネルギー・新エネルギー設備の導入を前提とすることなどを目的とした、条例の制定を検討します。

## ●環境教育推進大綱への新エネルギー教育の位置づけ

前述のように、2005（平成17）年度に策定を予定している『環境教育推進大綱』に、新エネルギーを含むエネルギー教育の内容を盛り込むことを検討します。

児童生徒ばかりでなく、広く市民ならびに事業者、行政職員などを対象とします。

## (3) 導入のための評価手法①

福生市への新エネルギーの導入を検討するにあたっては、以下のような評価項目を設定し、可能な限り数値化し、導入を判断するための共通の指標として利用します。

## 新エネルギー導入評価項目

A.利用可能量	福生市におけるエネルギーの利用可能量
B.代替可能性	地域や施設のエネルギー需要特性から見た代替可能性
C.エネルギー単価	(初期投資額(耐用年数を通じた金利を考慮した総額)+年間維持管理費×耐用年数)/(年間エネルギー発生量orエネルギー削減量×耐用年数) (ただし指標としては逆数とする)
D.環境性	CO <sub>2</sub> 排出抑制(回避)量
E.実用度	技術がすでに確立されたもので十分な導入実績があるかの評価
F.先進性・モデル性	実証の必要性や市内や他地域への波及効果の評価
G.教育・普及啓発効果	地球温暖化問題に対する教育効果や普及啓発効果

## A. 利用可能量

太陽光や風力などの自然エネルギーにおいては、十分な利用可能量がなければ、そのエネルギー種を導入することは不利で、初期コストの回収期間も長くなります。また、BやCの評価にも関わってくるため、導入の前提として最大限考慮します（ただし、木質バイオマスなどは近隣地域からの供給可能性も含めて評価します）。

## B. 代替可能性

エネルギー需要量、利用形態（電気と熱のバランス）、利用パターン（季節、昼夜、ウィークデーと週末等の需要バランス）などからみて、既存エネルギーを代替できる可能性が高いかどうかを判断します。

## C. エネルギー単価

その新エネルギー機器やシステムを導入する際の「コストパフォーマンス」を判断する指標として考慮します。機器の性能向上やシステム価格の低下。